

福島県教育委員会平成27年2月臨時会会議抄録

1 日 時	平成27年2月27日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出 席 委 員	高橋委員長、1番 境野委員、2番 小野委員、3番 佐藤委員、4番 蜂須賀委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から2月臨時会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、境野委員、小野委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。
	議案第2号は、第三次福島県子ども読書活動推進計画の策定について諮るもの。
	議案第3号は、福島県教育委員会会議規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第4号は、福島県教育委員会傍聴規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第5号は、福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第6号は、福島県教育財産管理規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第7号は、福島県立高等学校学則の一部を改正しようとするもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>議案第8号及び議案第9号は、市町村公立学校長及び教育庁職員（教員系）の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>議案第10号は、平成27年度教育庁及び教育機関の主要職員（教員系）の人事について諮るもの。</p> <p>議案第11号及び議案第12号は、平成27年度市町村公立小・中・特別支援学校の校長及び教頭の人事について諮るもの。</p> <p>議案第13号及び議案第14号は、平成27年度県立学校の校長及び教頭の人事について諮るもの。</p> <p>議案第15号は、指導不適切教諭等に対する措置について諮るもの。</p> <p>報告第1号及び報告第2号は、市町村立学校教職員及び県立学校教職員の平成26年度勤務評定の結果について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号から議案第7号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>平成25年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員：9ページの「指標3 不登校の件数」の評価が「順調ではない」となっているが、子どもが不登校になった場合の対処は、すべて学校に任せているのか。また、教員</p>
---	---

だけが責任を負うという体制なのか、学校全体で対処するのか、あるいは教育事務所や教育委員会が関わっていくこともあるのか、その辺りを教えて欲しい。

義務教育課長：不登校の状況が深刻化してきているような子どもについては、市町村で適応指導教室というものを開いており、自分の好きな時間帯にそこに行って勉強したり、友達と語り合ったりできるような機会を設けており、そこで学校に登校できるような方向付けを行っている。登校できるようになってからも、すぐに教室に入れるのではなく、保健室等を使って学校に馴染ませた後に教室復帰を図るというプログラムを多くの市町村で行っている。決して教員だけに役割を担わせているわけではない。

委員：私が非常に心配しているのは、福島県の子どもの運動能力が落ちているということである。その原因は放射線による環境汚染のみにあるのか、それとも、指導体制の不備とか他の問題があるのか、その辺りについてどのように考えているか聞きたい。

健康教育課長：もちろん放射線の影響もあるが、それだけではなく、体力向上には日々の学校体育の充実が重要であると考えている。そのために、実技を交えた指導者の研修会等を充実させている。また、短時間で運動量を確保しながら基本的な運動能力を高めるための「運動身体づくりプログラム」をすべての学校で実施し、体力向上につなげていきたいと考えている。さらに来年度は、子ども達自身が健康や体力に関心を持って課題解決に向かっていけるよう、運動能力や健康課題を一元的・継続的に管理できるような手帳を作成し、子ども達がそれを活用するとともに、保護者と課題を共有しながら体力低下や肥満等の課題解決に努めていきたい。

委員：私が子どもの頃は、皆が縄跳びとか毎朝やっていた。プログラムを作って取り組むことも大事だが、もっと単純なやり方で運動を身近なものにしていくということも必要なのではないかと思う。優れたプログラムを作ってDVD等で教えるというような取組と、身近なところで何でも運動になるんだという、その両方の面で進めていかないと、小難しいだけのものになってうまくいかないと思う。せっかく校庭がほとんどの学校で使えるので、どんどん体を使わせた方が良い。

委員長：39ページの「教職員の心身の健康保持」のところを見ると、カウンセリング利用件数が平成24年度比で倍以上になっている一方で、教職員相談室での相談件数が半分以下になっているが、これはどのように理解すれば良いのだろうか。例えば、相談からカウンセリングの方に流れており、実際は悩みを抱えている人の数は変わらないと理解すれば良いのか、それとも、適切な振り分けを行って適切な対応ができていないと理解すれば良いのか。その辺りはどうなのか。

福利課長：震災以前は県内の1箇所でしか臨床心理士等によるカウンセリングを受けることができなかったが、震災以降、メンタルヘルスのケアが非常に重要になり、今年度は8箇所で受けられるようになってきている。そういった中で、多くの方から認知されるようになった結果として利用件数が増えてきているものである。教職員相談室というのは、教職員のOBに相談員になってもらい、平成4年から行っている事業であり、平成25年度には相談件数が減ったものの、最近では徐々に増えてきており、今後とも「福利だより」等で周知していきたいと考えている。

委員長：教職員相談室の方に従来流れていたのが、カウンセリングの方にある程度吸収さ

議案第 2 号

れたのだろうか。

福利課長：若干そういうこともあるのかもしれない。

委員：教育員相談室は何箇所あるのか。

福利課長：1箇所だけである。

福島県子ども読書活動推進計画（第三次）について（議案第2号）、社会教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。

委員：10、11ページを見ると、当初値は平成20年のもの、目標値は平成26年のものとなっているが、現状値というのはいつの時点のものなのか。例えば、読書ボランティアの人数が平成20年には4,299人だったのが、現在では1,741人にまで減ったということなのか。

社会教育課長：読書ボランティアの数は震災の影響で大きく減ってしまい、現在、改めて読書ボランティアの育成に努めているところである。現状値については、一つ一つ調査の時点が異なり、読書ボランティアの数は平成25年の値である。

委員：こんなに減っている現状で、目標値が5,000人以上というすごい目標だが、大丈夫なのか。

社会教育課長：読書ボランティアの研修の場に私も実際に行ってきた。熱心な方が大勢おり、その方々がこれから一生懸命取り組み、そういった方々の輪が広がっていくものと強く感じた。確かに高い目標ではあるが、この目標に向かって頑張っていけるものと考えている。

委員長：36ページに「子どもの読書活動に関する情報の収集や提供」という項目が記載

<p>議案第 3 号 ～ 議案第 5 号 議案第 6 号</p>	<p>されているので、ここに例えば「子どもから人気のある本に関する情報を取りまとめて、子ども達に情報提供する」のような記載があるのかなと思ったら、そのような子どものニーズ調査という視点がないように感じた。その点についてはどのように考えているか。</p> <p>社会教育課長：子ども達のニーズを把握しないまま選書すると乖離ができてしまうので、様々な場面を通じて子ども達のニーズを考えながら選書していきたいと考えている。</p> <p>福島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（議案第3号）、福島県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（議案第4号）及び福島県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（議案第5号）について教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員長：今回の法改正に伴って改正する規則は、この他にはないか。</p> <p>教育総務課長：ない。</p> <p>福島県教育財産管理規則の一部を改正する規則について（議案第6号）、施設財産室長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：現行の取扱いの継続を5年間としたのはなぜか。</p> <p>施設財産室長：どのような取扱いにするかについて協議をしてきた中で、学校の状況や他県の状況を調査してきたわけであるが、公募をして業者に貸し付けて収入を上げるという貸付制度を既に導入したところが11、一部導入を始めたところが19、本県と同様の理由で導入していないところが15という状況であった。やはり新しい制度であるので、制度導入の理由に着目して、導入しているところもあれば、色々な事情</p>
---	---

<p>議案第 7 号</p> <p>(8) 前回会議録の承認</p> <p>(9) 議案審議</p> <p>議案第 8 号</p> <p>議案第 9 号</p> <p>議案第 10 号</p> <p>～</p> <p>議案第 14 号</p>	<p>により導入していないところもある状況である。本県の場合は、現在の状況や各学校の意見を考慮して、使用許可を継続するという判断をしたわけであるが、状況を長期的に見た上で再度判断をする必要があるかと思うし、状況が現在と同じであれば、再度同じような形で継続することもできるので、前回経過措置規定を設けたものと同じ期間を延長しようとは判断させていただいた。</p> <p>委員長：条例により、PTAに自動販売機を貸す場合は例外としているのは東京都だったか。</p> <p>施設財産室長：後ほど調べてみる。</p> <p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第7号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p> <p>委員長が、平成27年2月定例会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p> <p>市町村公立学校長の人事について（議案第8号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>教育庁職員（教員系）の人事について（議案第9号）、高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成27年度教育庁及び教育機関の主要職員（教員系）の人事（議案第10号）について職員課長より、平成27年度市町村公立小・中・特別支援学校長の人事（議案第11号）及び平成27年度市町村公立小・中・特別支援学校教頭の人事（議案第12号）について義務教育課</p>
---	---

<p>議案第15号</p> <p>(10) 報告事項 報告第1号 報告第2号</p> <p>(11) 次回の日程</p> <p>(12) 閉会</p>	<p>長より、平成27年度県立学校長の人事（議案第13号）及び平成27年度県立学校教頭の人事（議案第14号）について高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>指導不適切教諭等に対する措置について（議案第15号）、職員課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>平成26年度福島県市町村立学校教職員の勤務評定について（報告第1号）義務教育課長より、平成26年度福島県立学校教職員の勤務評定について（報告第2号）高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成27年3月16日（月）午後3時に定例会を開会することが確認された。</p> <p>午後3時13分閉会となった。</p>
---	---